

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p><b>1 計画の目的</b> この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。</p> <p><b>2 定義</b> この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p> <p>(2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。</p> <p>(3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。</p> <p>(4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。</p> <p>(5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。</p> <p>(6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。</p> <p>(7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。</p> <p><b>3 計画の性格</b> この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p><b>4 計画の推進及び修正</b> この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p> <p><b>5 計画の対象とする災害</b> 長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30Km）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。 こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p><b>1 計画の目的</b> この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。</p> <p><b>2 定義</b> この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p> <p>(2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。</p> <p>(3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。</p> <p>(4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。</p> <p>(5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。</p> <p>(6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。</p> <p>(7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。</p> <p><b>3 計画の性格</b> この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。</p> <p><b>4 計画の推進及び修正</b> この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。 また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。</p> <p><b>5 計画の対象とする災害</b> 長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30Km）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。 こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>

## 第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、市町村、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 実施責任

#### (1) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### (2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### (3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置をとるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置をとる。

#### (4) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

## 第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、市町村、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 実施責任

#### (1) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### (2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### (3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置をとるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置をとる。

#### (4) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県及び市町村が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
キ 健康被害の防止に関すること。
ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
サ 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。（県）
シ 汚染物質の除去等に関すること。
ス その他原子力防災に関すること。

(2) 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
<b>（東京電力ホールディングス株式会社、中部電力(株)等）</b>
ア 原子力施設の防災管理に関すること。
イ 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
ウ 関係機関に対する情報の提供に関すること。
エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
ク 汚染物質の除去に関すること。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県及び市町村が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
キ 健康被害の防止に関すること。
ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
サ 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。（県）
シ 汚染物質の除去等に関すること。
ス その他原子力防災に関すること。

(2) 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
<b>（東京電力(株)、中部電力(株)等）</b>
ア 原子力施設の防災管理に関すること。
イ 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
ウ 関係機関に対する情報の提供に関すること。
エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
ク 汚染物質の除去に関すること。

新	旧
<p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p><u>なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。</u></p> <p>1 モニタリング等 県及び市町村は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。 県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。(環境部)</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 市町村は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。 (2) 市町村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難所とするよう努める。</p> <p>3 健康被害の防止 県及び市町村は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。(健康福祉部)</p> <p>4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県、市町村及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。(危機管理部、関係部局) (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (2) 原子力災害とその特殊性に関すること (3) 放射線防護に関すること (4) 県等が講じる対策の内容に関すること (5) 屋内退避、避難に関すること (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること</p> <p>5 原子力防災に関する訓練の実施 県及び市町村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。(危機管理部)</p> <p>6 消防本部の放射線対応能力の向上 県は、消防学校において放射線防護資機材を充実させ、消防職員に対し必要な知識及び技術に関する教育訓練を行う。(危機管理部)</p>	<p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p>1 モニタリング等 県及び市町村は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。 県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。(環境部)</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 市町村は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。 (2) 市町村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難所とするよう努める。</p> <p>3 健康被害の防止 県及び市町村は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。(健康福祉部)</p> <p>4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県、市町村及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。(危機管理部、関係部局) (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること (2) 原子力災害とその特殊性に関すること (3) 放射線防護に関すること (4) 県等が講じる対策の内容に関すること (5) 屋内退避、避難に関すること (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること</p> <p>5 原子力防災に関する訓練の実施 県及び市町村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。(危機管理部)</p> <p>6 消防本部の放射線対応能力の向上 県は、消防学校において放射線防護資機材を充実させ、消防職員に対し必要な知識及び技術に関する教育訓練を行う。(危機管理部)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第2節 情報の収集・連絡活動</b></p> <p><b>1 情報の収集及び連絡体制の整備</b></p> <p>(1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握する。収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関に連絡する。（危機管理部、環境部）</p> <p>(2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、県は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（危機管理部）</p> <p>(3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議する。（危機管理部）</p> <p>(4) 市町村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。</p> <p>(5) <u>東京電力ホールディングス株式会社</u>及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。</p> <p><b>2 通信手段の確保</b></p> <p>(1) 県及び市町村は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。（危機管理部、警察本部）</p> <p>(2) 県は、必要に応じ電気通信事業者に対して県、市町村、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。（危機管理部）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 情報の収集・連絡活動</b></p> <p><b>1 情報の収集及び連絡体制の整備</b></p> <p>(1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握する。収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関に連絡する。（危機管理部、環境部）</p> <p>(2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、県は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（危機管理部）</p> <p>(3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議する。（危機管理部）</p> <p>(4) 市町村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。</p> <p>(5) <del>東京電力株式会社</del>及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。</p> <p><b>2 通信手段の確保</b></p> <p>(1) 県及び市町村は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。（危機管理部、警察本部）</p> <p>(2) 県は、必要に応じ電気通信事業者に対して県、市町村、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。（危機管理部）</p>



新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第4節 モニタリング等</b></p> <p>原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。</p> <p><u>なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。</u></p> <p><b>1 災害時のモニタリング</b></p> <p>(1) 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。</p> <p>県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。(環境部、危機管理部)</p> <p>(2) 市町村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。</p> <p><b>2 放射能濃度の測定</b></p> <p>(1) 県は、あらかじめ定めた放射能濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。(関係部局)</p> <p>(2) 市町村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 モニタリング等</b></p> <p>原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。</p> <p><b>1 災害時のモニタリング</b></p> <p>(1) 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。</p> <p>県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。(環境部、危機管理部)</p> <p>(2) 市町村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。</p> <p><b>2 放射能濃度の測定</b></p> <p>(1) 県は、あらかじめ定めた放射能濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。(関係部局)</p> <p>(2) 市町村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>